

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

福井国民年金 事案 174

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 6 月まで

私が 20 歳になってすぐ、私の父親が、「お前の将来のことを考えて国民年金の加入手続を行った。」と話してくれた。以降、私の父親は、私が婚姻するまでの間、国民年金保険料を世帯の税金等と併せて A 市役所 B 支所で納めてくれていた。

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入期間となっているが、私の年金手帳には初めて被保険者となった日が昭和 52 年 7 月 29 日と記載されており（申立期間は国民年金被保険者）、申立期間について国民年金被保険者資格や保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している（第 3 号被保険者期間を含む。）。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の父親は、申立人の母親及び兄の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金加入期間の保険料を納付するなど、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿では、資格取得日が、昭和 54 年 2 月 21 日付けで、52 年 7 月 29 日から 53 年 7 月 7 日に訂正されているが、訂正処理前は、申立人は申立期間において国民年金の被保険者であったため、申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、平成 21 年にねんきん特別便で申立期間の年金記録が未納とされていることを知った。

私は、昭和 53 年 4 月に株式会社Aを退職した際に、同事業所の上司から、「せっかく厚生年金保険を 10 年間もかけてきたんだから、退職後は国民年金に加入した方がよい。」旨のアドバイスを受けた。その時は、「女が年金なんて。」と思ったが、当該上司から「20 年間保険料を納めればもらえる。年金には納められる期限があるので、後で納めたいと思っても納められない。」と聞いていたので、時期は定かではないが、自分で市役所国民年金課窓口において国民年金の加入手続を行った。

私は、同事業所を退職した後は実家の自営店を手伝っており、金銭的に苦しい時期もあったが、私の国民年金保険料をすべて自分で納めてきた。

国民年金保険料は、すべて金融機関において口座振替で支払ってきたと思っていたので、過年度納付した記録もあると聞いて自分の記憶に自信は無いが、長い間、意識して納めてきた保険料なのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、23 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年度以降の国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意識が高かったものと考

えられる。

また、申立人は、昭和 55 年 6 月 24 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、53 年 5 月 1 日にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付することになるところ、当該払出日は、第 3 回目の特例納付期間中であり、社会保険事務所発行の納付書が市役所に備えられていた可能性が高く、申立人が、申立期間の過年度保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る保険料月額は、申立人が昭和 55 年度に現年度納付した保険料月額より安価であることから、納付意識が高い申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月1日から46年1月1日

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者の記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いことが分かった。

私は、昭和45年8月20日にB府県のC事業所を退職し、同年9月1日にA株式会社に就職した。昭和45年10月の給与より社会保険料が控除されているので、資格取得日が3か月遅れの46年1月1日となっていることに納得がいかない。

当該期間について確認できる資料として、給与支払明細書（社会保険料控除あり）を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された社員名簿（労働者名簿）から、申立人が昭和45年9月1日から継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出したA株式会社における昭和45年10月から同年12月までの給与支払明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年10月分の給与支払明細書における厚生年金保険料控除額から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りの可能性を認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 10 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

60 歳の老齢年金裁定請求時に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、B株式会社を昭和 34 年 10 月に退職した後、半年ほど個人経営の社会保険未適用事業所に勤務し、その後、昭和 35 年 8 月ごろから結婚する半年前くらい前の 39 年 6 月末ごろまでA事業所において勤務していた。

勤務期間が短かったB株式会社において厚生年金保険に加入しているのに、勤務期間が長く、従業員数 50 名から 60 名の大きな会社であったA事業所での記録が無いはずはないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のころA事業所に継続して勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立人が挙げた同僚 3 名の供述及び申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者 13 名へアンケート調査した結果では、入社日から厚生年金保険被保険者の資格取得日までの期間が 6 か月後の者が 1 名、10 か月後の者が 3 名、1 年を超える者が 2 名となっているなど、申立期間当時、事業主が従業員ごとに個別に資格取得日を判断していたことがうかがえる。

また、当該事業所の申立期間当時の在籍従業員数は、同僚が保管している集合写真、前述の同僚 3 名の供述及びアンケート調査の結果からおおむね 25 名を上回ると推察されるところ、社会保険庁のオンライン記録におけ

る当該事業所の厚生年金保険被保険者数は、申立人が入社したとする昭和35年8月は13名、申立人が挙げた同僚3名が当該事業所において資格取得した36年2月は18名、申立人が退職したとする39年6月は21名と記録されており、申立期間当時、事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった実態が見受けられる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができないほか、当該事業所が平成3年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、人事記録等の関連資料が無く、申立てに係る事実を確認できなかった。

加えて、申立期間について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所において年金記録を確認したところ、A株式会社B工場における私の厚生年金保険被保険者期間が昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 5 月 31 日までとなっていることが分かった。

私は、A株式会社B工場に昭和 40 年 5 月 31 日まで勤務していたので、正しい被保険者資格の喪失日は同年 6 月 1 日となるはずである。

退職日をメモ書きした在職当時のアルバムのコピーを提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場に昭和 40 年 5 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 6 月 1 日であると申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録をみると、離職日が昭和 40 年 5 月 30 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失の要件となる当該事業所に使用されなくなった日（昭和 40 年 5 月 30 日）と一致する。

また、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人がA株式会社B工場に勤務していたことは覚えているが、退職日については分からない。」としており、申立人の退職日が昭和 40 年 5 月 31 日である旨の供述は得られなかった。

さらに、当該事業所は、昭和 48 年 2 月 8 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、人事記録等の関連資料が無く、申立てに係る事実を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月ころから32年6月1日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和28年6月ころから32年8月20日までA事業所、後のB事業所の本社及びC工場に継続して勤務し、本社では、D業務などを、C工場では、E業務を担当していた。

私は、昭和29年3月に結婚し、その後妻も同事業所で勤務し厚生年金保険に加入しているのに、私の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のころA事業所、後のB事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立期間当時の複数の同僚は、入社から数か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している状況が見受けられるなど、事業主は、従業員ごとに異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、B事業所の事務を引き継いだF株式会社の事業主は、「当社が保管している健康保険厚生年金保険資格取得・喪失に関する台帳では、社会保険庁の記録と符合する。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、昭和32年6月1日に資格取得と記録されており、申立期間（昭和28年6月から32年5月まで）について厚生年金保険被保険者の資格取得の状況を確認したが、資格取得した133名が資格取得日順に

記録されている上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 16 日から同年 11 月 10 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について船員保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 47 年 5 月 16 日から同年 11 月 10 日までの期間、A 氏所有の船舶 B に乗り、船員手帳を受けていたことから船員保険に加入していたはずなので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳から、申立期間当時、A 氏所有の船舶 (B) に乗船していたことが推認できる。

しかし、当該船舶所有者の親族は、申立期間当時、2 艘の船舶 (B 及び C) を所有し 10 名前後の乗組員を雇い入れていたと供述している。一方、社会保険事務所が管理する A 氏に係る船舶所有者別被保険者名簿をみると、申立期間当時、船員保険被保険者 4 名の記録が存在するが、残りの 6 名前後の記録が確認できない。前述の実態から判断すると、申立期間当時、当該船舶所有者が雇い入れた乗組員のすべてを船員保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

また、申立期間について、前述の船舶所有者別被保険者名簿には申立人の氏名が無く、船員保険の整理番号に欠番もみられない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。